

令和2年2月26日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

長期使用の扇風機についての注意喚起、ラジオ（充電式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
（うち石油ストーブ（開放式）1件、石油給湯機付ふろがま1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 4件
（うちラジオ（充電式）1件、ACアダプター（スマートフォン用）1件、
モニター（インターホン用）1件、扇風機1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 3件
（うち電気ストーブ（セラミックファンヒーター）1件、
電動アシスト自転車1件、自転車1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201900008、A201900211を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 東京芝浦電気株式会社（現 東芝ホームテクノ株式会社）が製造した長期使用の扇風機（管理番号：A201901170）についての注意喚起

① 事故事象について

病院の脱衣所で東京芝浦電気株式会社（現 東芝ホームテクノ株式会社（法人番号：4110001015271））が製造した扇風機を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

※当該製品は長期使用（35年以上）された製品

② 使用者への注意喚起

長期使用の古い扇風機は、モーター、コード、コンデンサー等の電気部品の経年劣化により出火に至るおそれがあります。

御使用の際に、次のような症状がある場合は、すぐに使用を中止し、電源プラグをコンセントから外して、製造事業者等に御相談ください。



- 電源コードが折れ曲がったり破損している。
- 電源コードに触れると、ファンが回ったり回らなかったりと動きが不安定である。

また、扇風機を使用していないときは、電源プラグをコンセントから抜いてください。古い扇風機では、電源が入っているにもかかわらず、ファンが回っていないことでスイッチが「切」の状態になっていると誤認することがあり、そのまま放置すると出火に至るおそれがありますので御注意ください。

同社は、2007年（平成19年）9月7日から「長年ご使用の扇風機についてのお知らせとお願い」（最終改訂：2019年10月3日）として、ウェブサイトに扇風機の使用に当たっての確認事項を掲載し、1つ以上当てはまる症状がある場合には、使用を中止するよう呼び掛けています。



【問合せ先】

東芝ホームテクノ株式会社 東芝生活家電ご相談センター

電話番号：0120（1048）76

0570（0570）33（携帯電話、PHS）

受付時間：9時～18時（月～土）

9時～17時（日・祝日）

※事業者休日を除く。

ウェブサイト：https://www.toshiba-tht.co.jp/info/070907_j.htm

③消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の注意喚起

・消費者庁

「扇風機等の家電製品の経年劣化事故に御注意ください」

（2016年6月14日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160614kouhyou_1.pdf

・独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）

「扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～」（2018年6月28日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000091549.pdf>

「エアコン・扇風機の事故に注意～6月から急増！火災事故～」

（2019年6月27日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000099435.pdf>

(参考) 長期使用の扇風機について注意喚起を行っている主な製造事業者及び問合せ先

ブランド名	製造事業者名	URL/問合せ先
SANYO 新日本電気 ゼネラル	三洋電機株式会社	https://www.panasonic.com/jp/support/sanyo/info/psef080430.html 扇風機相談室 電話番号：0120-34-0979 受付時間：9:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。） ※同社では、昭和52年以前の扇風機について、使用の中止を呼び掛けています。次のURLで昭和52年以前の販売機種か否かがチェックできます。 http://panasonic.co.jp/sanyo/info/products_safety/search.html <次の事業者でも注意喚起を行っています。> 日本電気株式会社 http://www.nec.co.jp/news/info/20070824.html 株式会社富士通ゼネラル http://www.fujitsu-general.com/jp/i_info/fan/
SHARP	シャープ株式会社	http://www.sharp.co.jp/support/safety/fan_info.html お客様相談センター 電話番号：0120-078-178（固定電話、PHS） 0570-550-449（携帯電話） 受付時間：月曜～土曜：9:00～18:00 日曜・祝日：9:00～17:00（年末年始を除く。）
TOSHIBA	東京芝浦電気株式会社（現 東芝ホームテクノ株式会社）	https://www.toshiba-tht.co.jp/info/070907_j.htm 東芝生活家電ご相談センター 電話番号：0120-1048-76 0570-0570-33（携帯電話、PHS） 受付時間：月曜～土曜：9:00～18:00 日曜・祝日：9:00～17:00（事業者休日を除く。）
National	松下精工株式会社（現 パナソニックエコシステムズ株式会社）	https://panasonic.co.jp/ls/pes/info/important/e-fan.html 扇風機ご使用相談窓口 電話番号：0120-880-107 受付時間：9:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。）
HITACHI	株式会社日立製作所（現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社）	http://kadenfan.hitachi.co.jp/lng_hyoji/elfan/index.html 日立長期使用製品安全表示制度窓口 電話番号：0120-3121-11 050-3155-1111（携帯電話、PHS） 受付時間：月曜～土曜：9:00～17:30 日曜・祝日：9:00～17:00（年末年始を除く。）
富士電機 Fuji Electric	富士電機株式会社	http://www.fujielectric.co.jp/contact/index_fan.html 広報 IR 部広報課 電話番号：0120-12-6504（携帯電話、PHS 利用可） 受付時間：9:00～17:00（土日祝日を除く。） 同時間帯以外でお急ぎの方 電話番号：0120-24-9277
MITSUBISHI	三菱電機株式会社	http://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/naganen_kaden/kisyu01.html 問合せ窓口 電話番号：0120-490-499 受付時間：9:00～17:30（土日祝日・事業者休日を除く。）
森田電工 MORITA	森田電工株式会社（現 株式会社ユニイング）	http://www.uing.u-tc.co.jp/anounce/doc/a07091201.html 問合せ窓口 電話番号：0120-911-597 受付時間：9:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。）

(2) 株式会社スターリングが輸入したラジオ（充電式）について

（管理番号：A201900008）

① 事故事象について

株式会社スターリング（法人番号：8010501015216）が輸入したラジオ（充電式）を充電中、当該製品を焼損する火災が発生しました。

調査の結果、当該製品の電源スイッチの端子がグラウンド端子とはんだ接続される不具合があったため、電源スイッチの中間位置で電源とグラウンド間が導通したため、異常発熱し焼損したものと推定されます。

② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2017年（平成29年）6月20日にウェブサイトにて情報を掲載し、対象製品について製品回収及び返金を実施しています。

③ 対象製品：商品名、品番、販売期間、対象台数

商品名	品番	販売期間	対象台数
ソーラーラジオライトチャージャー 「フルモナフル」	6451	2017年5月17日 ～ 2017年6月19日	87

2017年（平成29年）6月20日からリコール（製品回収・返金）を実施
回収率：98.8%（2020年2月18日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2017年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたもの）の件数は、本件のみです。

<対象製品の外観>



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う製品回収及び返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社スターリング

電話番号：0120(633)220

受付時間：10時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：http://www.sterling.jp/pdf/6451_recall.pdf

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、田代

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201901167	令和2年1月25日	令和2年2月20日	石油ストーブ(開放式)	RX-2211Y	株式会社コロナ	火災	当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月18日
A201901169	令和2年2月8日	令和2年2月20日	石油給湯機付ふろがま	SRK-423DXJ	株式会社長府製作所	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	福島県	製造から20年以上経過した製品 令和2年2月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A201900008	平成29年10月28日	平成31年4月2日	ラジオ(充電式)	6451	株式会社スターリング(輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品の電源スイッチの端子がグラウンド端子とはんだ接続される不具合があったため、電源スイッチの中間位置で電源とグラウンド間が導通したため、異常発熱し焼損したものと推定される。	東京都	平成31年4月5日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 平成29年6月20日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 98.8%
A201900211	令和元年6月4日	令和元年6月21日	ACアダプター(スマートフォン用)	200円充電器-5(株式会社大創産業ブランド)	ラディウス株式会社(株式会社大創産業ブランド)(輸入事業者)	火災	事務所で当該製品に携帯電話機を接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品の栓刃がトランスのフェライトコアを介して短絡したため、異常発熱して出火したものと推定されるが、短絡した原因の特定には至らなかった。	三重県	令和元年6月25日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201901166	令和2年2月11日	令和2年2月20日	モニター(インターホン用)	MYH-CU	アイホン株式会社	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	製造から25年以上経過した製品 平成10年7月30日から自主回収を実施
A201901170	令和2年2月7日	令和2年2月20日	扇風機	F-462B	東京芝浦電気株式会社(現 東芝ホームテクノ株式会社)	火災	病院の脱衣所で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	製造から35年以上経過した製品 平成19年9月7日から使用中止等の呼び掛けを実施(特記事項を参照)

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901168	令和2年2月9日	令和2年2月20日	電気ストーブ(セラミックファンヒーター)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和2年2月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201901171	平成29年3月25日	令和2年2月20日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルを切ったところ、転倒、右足首を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月12日
A201901172	平成21年11月14日	令和2年2月20日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルを切ったところ、ハンドルがロックし、転倒、左足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年2月13日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

ACアダプター（スマートフォン用）（管理番号：A201900211）



モニター（インターホン用）（管理番号：A201901166）

